

令和6年5月 井手町

# 5月臨時会会議録

井手町議会

# 令和6年5月井手町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号（5月1日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
報告第 1 号 専決処分の報告について	8
報告第 2 号 専決処分の報告について	1 2
報告第 3 号 専決処分の報告について	1 5
報告第 4 号 専決処分の報告について	1 9
報告第 5 号 専決処分の報告について	2 5
議案第 2 9 号 井手町副町長選任につき同意を求める件	2 6
議長の辞職	2 8
議長の選挙	2 8
副議長の辞職	3 1
副議長の選挙	3 2
議会運営委員会委員の選任について	3 4
常任委員会委員の選任について	3 4
議会広報編集委員会委員の選任について	3 5
交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について	3 6
城南衛生管理組合議会議員の選挙	3 7
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	3 7
京都地方税機構議会議員の選挙	3 8
閉会中の継続調査の申出について	3 9
閉会	4 1
署名議員	4 2

第 1 号（令和 6 年 5 月 1 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和6年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

令和6年5月1日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和6年5月1日 午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和6年5月1日 午後 0時02分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	脇本	尚憲	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	新田	純平
議会書記	小谷	光幸	議会書記	石井	美子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島	寛道	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参	与	関西	浩二
教	育	長	中田 邦和
理事兼学校教育課長事務取扱			木村 恵理
総	務	課	長 平間 克則
企	画	財	政 課 長 高江 裕之
会	計	課	長 岩村 恭子
高	齢	福	祉 課 長 坂井幸一郎
建	設	課	長 辻井 祐介
上	下	水	道 課 長 仁木 崇
いづみ人権交流センター所長・			林田 夕加
いづみ児童館長兼務			
学校給食センター所長			梶田 篤志
学校教育課参事			北川 拓男

参	与	西垣	義郎
理	事	脇本	和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱			花木 秀章
安心・安全推進課長			菱本 嘉昭
税	務	課	長 木田ゆかり
保	健	医	療 課 長 中谷 誠
保健センター所長・			畑中 博之
地域包括支援センター所長兼務			
産	業	環	境 課 長 奥山 英高
自然休養村管理センター館長兼務			
同和・人権政策課長			西島 豊広
社会教育課長・			寺井 佳孝
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務			
企画財政課参事			吉岡 正博

#### 議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 令和6年5月井手町議会臨時会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和6年5月1日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（井手町税条例）
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について（5一般会計補正（第9回））
- 第8 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第9 議案第29号 井手町副町長選任につき同意を求める件

## 追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 第1 議長の辞職

## 追加議事日程〔第1号の追加2〕

- 第2 議長の選挙

## 追加議事日程〔第1号の追加3〕

- 第3 副議長の辞職

## 追加議事日程〔第1号の追加4〕

- 第4 副議長の選挙

追加議事日程〔第1号の追加5〕

- 第5 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 常任委員会委員の選任について
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任について

追加議事日程〔第1号の追加6〕

- 第8 交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について

追加議事日程〔第1号の追加7〕

- 第9 城南衛生管理組合議会議員の選挙
- 第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第11 京都地方税機構議会議員の選挙

追加議事日程〔第1号の追加8〕

- 第12 閉会中の継続調査の申出について

## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦  
労さまでございます。

さて、本日、西島町長より5月臨時町議会が招集されました。各議案につ  
きまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますよ  
うお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

引き続きまして、去る4月1日付の人事異動により代わられた方の紹介を  
島田副町長よりお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 島田副町長。

副町長（島田智雄） それでは、私の方から、本年4月1日付で就任いたし  
ました事業関係、危機管理を主に所管する特定任期付職員のご紹介を申し上  
げます。

参与の関西浩二でございます。

参与（関西浩二） 関西でございます。よろしく申し上げます。

副町長（島田智雄） 続きまして、本年4月1日付で人事異動に伴います管  
理職の紹介をさせていただきます。

まず、理事の脇本和弘でございます。

理事（脇本和弘） 脇本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、理事兼学校教育課長事務取扱の木村恵理でござ  
います。

理事（木村恵理） 木村でございます。よろしくお願い申し上げます。

副町長（島田智雄） 次に、総務課長の平間克則でございます。

総務課長（平間克則） 平間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。  
す。

副町長（島田智雄） 次に、安心・安全推進課長の菱本嘉昭でございます。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 菱本です。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、企画財政課長の高江裕之でございます。

企画財政課長（高江裕之） 高江でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、企画財政課参事の吉岡正博でございます。

企画財政課参事（吉岡正博） 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

す。

副町長（島田智雄） 次に、税務課長の木田ゆかりでございます。

税務課長（木田ゆかり） 木田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務の林田夕加でございます。

いづみ人権交流センター所長（林田夕加） 林田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、建設課長の辻井祐介でございます。

建設課長（辻井祐介） 辻井でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、産業環境課長・自然休養村管理センター館長兼務の奥山英高でございます。

産業環境課長（奥山英高） 奥山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、学校教育課参事の北川拓男でございます。

学校教育課参事（北川拓男） 北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、社会教育課長・山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務の寺井佳孝でございます。

社会教育課長（寺井佳孝） 寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 次に、学校給食センター所長の梶田篤志でございます。

学校給食センター所長（梶田篤志） 梶田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄） 今後ともよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、議会事務局の紹介を森田事務局長よりいただきます。

議会事務局長（森田 肇） それでは、引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。

まず、議会書記の小谷光幸でございます。

議会書記（小谷光幸） 小谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） 同じく、石井美子でございます。

議会書記（石井美子） 石井でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（森田 肇） どうかよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和6年5月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、脇本尚憲議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、人事同意案件1件、専決処分5件、合計6件であります。

それでは、審議を行います前に、西島町長より挨拶並びに今臨時会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚く御礼を申し上げます。

最初に、このたび、令和4年度及び令和5年度の住民税課税事務の未処理によりまして、住民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことに心から深くおわびを申し上げます。本件によりまして住民税の増額、減額等が生じる皆様方におかれましては、時間は経過しておりますが、税の公平性の趣旨をご理解いただき、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力願いたいと考えております。

今後、再発防止の徹底を図るとともに、住民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組む所存でありますので、議員各位におかれましては引き続きご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の臨時町議会は、副町長の任期が5月11日で満了となることから、選任につきご同意願いたく招集させていただいたものであります。

また、専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、処分を行ったときには、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとなっておりますので、併せて提出いたしております。

なお、今次臨時会に提出いたしております案件は、議案第29号、副町長の選任同意ほか5件であります。詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月、4月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

税務課長（木田ゆかり） それでは、報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、11ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1789ページ、第50条、町民税の減免から12ページの第138条の3、特別土地保有税の減免までの改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、職権による減免適用を可能とする規定を追加する条文の整備であります。

次に、附則であります。

今回、附則第5条の次に新たに附則第5条の2として、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害に係る雑損控除額等については、令和6年度町民税の控除対象とすることができる特例規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1824ページ、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、今回、附則第7条の4の次に附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除から25ページの附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税の実施に伴う特例規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1825ページ、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、定額減税の特例規定を追加したことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1827ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、地方税法附則第15条の改正内容に基づき、本条に定める固定資産税の課税標準の特例措置の規定を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1828ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、法改正に伴い、今回新たに第3項に新築認定長期優良住宅に

対する軽減措置について、区分所有住宅、いわゆるマンション等における申告の規定を追加するとともに、以降の項の改正につきましては、第3項追加に伴う項の繰下げ及び引用条文の項を改める条文の整備であります。

30ページをお開きください。

次に、例規ページ数1832ページ、旧の附則第11条、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でありまして、法改正により特例期間が3年延長されたことに伴い、見出しの文言を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1832ページ、旧の附則第11条の2、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例の規定でありまして、法改正により特例期間が3年延長されたことに伴い、見出し及び条文の文言を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1833ページ、旧の附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、法改正により土地の負担調整措置が3年延長されたこと及び令和3年度、令和4年度における特例措置が終了したことに伴う条文の整備であります。

34ページをお開きください。

次に、例規ページ数1834ページ、附則第12条の2、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴い引用条文の項を改めるとともに、適用期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1834ページ、旧の附則第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、先ほどの附則第12条の改正と同様に、法改正により土地の負担調整措置が3年延長されたこと及び令和3年度における特例措置が終了したことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1835ページ、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い特例期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降、課税を停止しております。

36ページをお開きください。

次に、例規ページ数1838ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から39ページの附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の改正につきましては、法改正に伴い定額減税の対象となる所得割の額の読替規定を追加するものであります。

それでは、10ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

次に、第2条、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　2番、谷田健治です。

12ページの例規ページ数1820ページ、特別土地保有税の減免というのがあります。先ほどの説明で、これは今課税されていないとお聞きしたのですが、特別土地というのはどのような土地なのでしょう。それについて説明をお願いいたします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　木田税務課長。

税務課長（木田ゆかり）　大変申し訳ございませんが、そのことに関しましては、後ほどお答えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 木田税務課長。

税務課長(木田ゆかり) それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1973の3ページ、附則であります。

附則第3項、法附則第15条第32項の条例で定める割合の規定につきましては、地方税法等の改正に伴い、条文を削除するものであります。

次に、旧の附則第4項、法附則第15条第33項の条例で定める割合及び旧の附則第5項、法附則第15条第38項の条例で定める割合の規定の改正につきましては、法改正に伴い、見出しを含み引用条文の項を繰り上げるとともに、附則第3項の削除に伴う項の繰上げであります。

次に、今回新たに附則第5項に法附則第15条第38項の条例で定める割

合の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、新たに条文を追加するものであります。

次に、旧の附則第6項、法附則第15条第43項の条例で定める割合の規定の改正につきましては、法改正に伴い、見出しを含み引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、旧の附則第8項、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、土地の負担調整措置が3年延長されたこと及び令和3年度、令和4年度における特例措置が終了したことに伴う条文の整備であります。

4ページをお開きください。

次に、附則第9項から6ページの附則第13項、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例までの規定の改正につきましては、法改正に伴い、特例措置の適用期間を延長する条文の整備であります。

次に、附則第16項及び附則第17項の規定の改正につきましては、法改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

8ページをお開きください。

次に、附則第18項、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を改めるとともに、適用期間が3年延長されたことに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

次に、第2項から第4項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　3ページの附則のところ、1及び2は略で、その後3、

4、5、6とあるんですが、これは多分、町が独自に課税できる割合を決められる土地のことだというふうに思うんです。例えば太陽光パネルが設置されていたらそういうところには課税の額を変えるなど、そのように理解しているんですが、3、4、5、6というと、具体的に3番はどのような土地なのか、4番、5番、6番がもし分かれば説明を頂きたいのと、実際に井手町では今までこういう都市計画税の関係で割合を決めているような土地があるかどうか。これは条例上決めてあっただけで、井手町ではそのような土地はないですという場合もあると思うんですが、まとめて言いますと3、4、5、6がどのような土地かということと、井手町では実際どのように運用されてきた経過があるのかということについてお伺いします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

税務課長（木田ゆかり） 第3項につきましては、法附則第15条第14項に規定する都市再生特別措置法に基づいて認定事業者が取得する公共施設及び都市利便施設に利用する家屋及び償却資産について特例を定めるということになっておりますが、井手町に対象となる土地はございません。

第4項につきましては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置でありまして、これについても対象はございません。

第5項は、これも津波防災のために市町村との管理協定の対象となった指定避難施設の避難用部分が特例の対象となっております、これについても井手町には対象はございません。

第6項につきましては、これも津波防災のために市町村との管理協定の対象となった協定避難施設の避難用部分が特例の対象となっております、井手町には対象はございません。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページ、第2条、課税額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について改めるものであります。

次に、例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税

額の課税限度額及び3ページの第2号の5割軽減と第3号の2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改めるものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　幾つか質問させていただきます。

まず最初に2ページの第2条、いわゆる支援金分の税率のところだと思っておりますけれども、限度額が22万円から24万円プラス2万円上がるわけですね。それによって、影響を受ける世帯数、それから人数、影響額、その三つをお伺いします。

それとあわせて、逆に今度は軽減部分で言いますと、3ページです。3ページの上の方は5割軽減になる方のところなんですけれども、これは29万円が29万5,000円ということで5,000円増えて、上げることによって影響を少なくしようという部分です。それから下の方は53万5,000円が54万5,000円、これは2割の方のところですが、それぞれこの引上げによってどれぐらいの緩和ということになるんですけれども、これで影響を受ける世帯数は何世帯で何人、それで影響額が幾らかというのを5割の方と2割について教えていただきたいと思っております。

最後に、2割と5割のところは負担が減る方でありますから、両方合わせたら、足し算したらできるのかもわかりませんが、世帯数でいうと何世帯何人で影響額が幾らになるのか。メモも取りたいですので、ゆっくり答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　まず課税限度額の世帯数でございますが、今回の改正による影響ということで、令和6年度はこれから課税するところでございますので、当初予算の編成時点の数値で申し上げさせていただきたいと思っております。支援金分の限度額世帯というのは4世帯でございます。人数でございますが、当初予算編成時点では人数の方は把握しておりません。影響世帯が4世帯でございますので、2万円上がりますので合わせて8万円の増ということでございます。

それから、3ページのまず2号の5割の方と、3号は2割の方になるんですけども、これも同じように当初予算編成時点の数値で改正後と改正前で比較しますと、医療分、支援金分、介護分につきましては、今回の改正によって影響する世帯というのはございません。

当初予算編成時点の5割の世帯というのは144世帯でございます。それから2割の軽減世帯は105世帯でございます。それから被保険者数、5割は265人で、2割が190人でございます。両方合わせると、世帯で言いますと249世帯、被保険者数が455人でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　確認をもう一度させていただきたいんですが、22万円から24万円になるところの方でいうと、先ほどの説明では4世帯、金額は計算したら8万円ということでした。いわゆる軽減の方に当たるところ、5割軽減の方が何世帯なのかということと、それと、ここは金額は変わらないということですか。今の試算で言いますと、軽減される方はおられないと理解していいんでしょうか。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　5割世帯でございますが、144世帯。それから、改正後と改正前を比較しますと、今回の改正によって影響する世帯というのはございません。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 今いろいろ質問させていただいて、それも踏まえて討論させていただきたいと思います。反対の立場で討論します。

今回の改正は、負担能力を有するいわゆる高所得層の方に応分の負担を求め、また賦課限度額を引き上げるとというのが一つ。それからもう一つは、その一方で、被保険者の合計所得額が一定以下の場合に、保険税の負担軽減を図るために、いわゆる応益割と言われている部分を軽減する制度について、その軽減判定基準となる所得判定基準を引き上げることによって軽減対象とする、そういう人たちを拡大するということだと理解しています。

以下の3点の理由で反対したいと思っています。

まず1点目は、賦課限度額については、今の説明では4世帯の方が引上げになるわけです。ただ、高所得層の方だけに関わるのではなくて、これは多人数おられる世帯、また子どもが多い世帯については、高額な所得でなくても子どもにまで今人头割がかかっているわけですから、限度額に達してしまうことも考えられるというふうに考えます。それが1点目です。

二つ目は、後期高齢者医療が開始された2008年、平成20年は、賦課限度額はいわゆる医療の基礎部分と介護分を合わせて68万円だったわけです。それから今2024年、16年たっているわけですが、今回提案どおり改定されますと106万円になります。この16年間で38万円もの引上げとなるわけです。軽減される世帯も、今回の場合はないというふうに先ほど答弁でしたが、今後、この条例が通れば、あり得るかもわかりません。だけど、限度額の引上げという点については、やはり反対をしたいというふうに思います。

それから三つ目として、これは全国的な課題でもあると思うんですが、全国どこでも国保税が高い、そういう悲鳴を上げている住民の方がたくさんおられます。これは国保の構造的な問題が解決されないまま、ずっとこういうふうに繰り返してきているわけです。全国知事会や全国市長会また全国町村

会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に対して要望しておられるんです。ということは、国の方からもっと多くの公費を出せということです。先ほど言った全国のいろんな会では1兆円の投入を求めておられるわけです。

そういう意味では、町としても、府や国に対して国保に対する財政支援をしっかりと求めるよう、そういうことも要望してほしいと思います。そのことを付け加えて反対とします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

ここで、先ほどの答弁漏れに対しての答弁を願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

税務課長（木田ゆかり） お時間を頂き申し訳ございませんでした。先ほどの谷田健治議員のご質問にお答えします。

特別土地とは5,000平米を超える土地のことです。

以上です。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第7、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和5年度井手町一般会計補正予算（第9回）でござ

います。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和5年度井手町一般会計補正予算（第9回）。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,843万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,044万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正でございます。起債の目的、2目消防防災施設等整備事業債、今回4,110万円を減額いたしまして、限度額を2億5,470万円とするものであります。3目臨時財政対策債、今回1,800万円を減額いたしまして、限度額をゼロ円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりはありません。

次のページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明を申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。2款地方譲与税、補正前の額2,565万円、補正額202万8,000円、計2,767万8,000円であります。

3款利子割交付金、補正前の額30万円、補正額2万1,000円、計32万1,000円であります。

4款配当割交付金、補正前の額800万円、補正額6万5,000円の減、計793万5,000円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額500万円、補正額312万7,000円、計812万7,000円あります。

6款法人事業税交付金、補正前の額2,700万円、補正額586万5,000円の減、計2,113万5,000円あります。

7 款地方消費税交付金、補正前の額 2 億 6 0 0 万円、補正額 2, 3 3 7 万 8, 0 0 0 円の減、計 1 億 8, 2 6 2 万 2, 0 0 0 円であります。

8 款自動車取得税交付金、補正前の額 1, 0 0 0 円、補正額 2 9 万円、計 2 9 万 1, 0 0 0 円であります。

9 款環境性能割交付金、補正前の額 4 0 0 万円、補正額 1 2 8 万 5, 0 0 0 円、計 5 2 8 万 5, 0 0 0 円であります。

1 0 款地方特例交付金、補正前の額 2 0 0 万円、補正額 9 8 万 6, 0 0 0 円、計 2 9 8 万 6, 0 0 0 円であります。

1 1 款地方交付税、補正前の額 1 7 億 1, 0 0 0 万円、補正額 3 億 2, 9 8 6 万 5, 0 0 0 円、計 2 0 億 3, 9 8 6 万 5, 0 0 0 円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、補正前の額 7 0 万円、補正額 7 0 万円の減、計ゼロ円であります。

1 5 款国庫支出金、補正前の額 7 億 8, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円、補正額 2, 1 3 7 万 7, 0 0 0 円の減、計 7 億 5, 8 7 2 万円であります。

1 6 款府支出金、補正前の額 2 億 3, 8 8 0 万 8, 0 0 0 円、補正額 9, 0 0 2 万 3, 0 0 0 円、計 3 億 2, 8 8 3 万 1, 0 0 0 円であります。

1 8 款寄附金、補正前の額 5 8 3 万 4, 0 0 0 円、補正額 7 3 万 4, 0 0 0 円、計 6 5 6 万 8, 0 0 0 円であります。

1 9 款繰入金、補正前の額 7 億 8, 4 3 1 万 1, 0 0 0 円、補正額 2 億 7 4 9 万 2, 0 0 0 円の減、計 5 億 7, 6 8 1 万 9, 0 0 0 円であります。

2 0 款繰越金、補正前の額 5, 4 4 7 万 5, 0 0 0 円、補正額 3 億 2, 8 0 5 万 6, 0 0 0 円、計 3 億 8, 2 5 3 万 1, 0 0 0 円であります。

2 2 款町債、補正前の額 5 億 3, 2 7 0 万円、補正額 5, 9 1 0 万円の減、計 4 億 7, 3 6 0 万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額 5 5 億 9, 2 0 0 万 3, 0 0 0 円、補正額 4 億 3, 8 4 3 万 8, 0 0 0 円、計 6 0 億 3, 0 4 4 万 1, 0 0 0 円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費、補正前の額 6, 7 9 9 万 7, 0 0 0 円、補正額 6 5 万円の減、計 6, 7 3 4 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6 5 万円の減であります。

2 款総務費、補正前の額 1 2 億 5, 5 2 5 万円、補正額 5 億 8, 4 2 7 万

8, 000円、計18億3,952万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,842万6,000円、その他の8,339万3,000円の減、一般財源の6億4,924万5,000円であります。

3款民生費、補正前の額12億7,547万1,000円、補正額2,640万円の減、計12億4,907万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2,454万5,000円、その他の40万円の減、一般財源の5,054万5,000円の減であります。

4款衛生費、補正前の額3億8,180万1,000円、補正額3,111万円の減、計3億5,069万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の964万円の減、一般財源の2,147万円の減であります。

7款商工費、補正前の額7,679万7,000円、補正額140万円の減、計7,539万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の425万円、一般財源の565万円の減であります。

8款土木費、補正前の額6億7,671万5,000円、補正額2,100万円の減、計6億5,571万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,208万6,000円、その他の5,210万7,000円の減、一般財源の1,902万1,000円であります。

9款消防費、補正前の額5億1,514万1,000円、補正額4,000万円の減、計4億7,514万1,000円、財源内訳といたしまして、地方債の4,110万円の減、その他の103万円の減、一般財源の213万円あります。

10款教育費、補正前の額4億7,967万3,000円、補正額728万円の減、計4億7,239万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,897万9,000円、その他の280万円の減、一般財源の2,345万9,000円の減であります。

12款公債費、補正前の額8億68万4,000円、補正額1,800万円の減、計7億8,268万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,800万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額55億9,200万3,000円、補正額4億3,843万8,000円、計60億3,044万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の6,864万6,000円、地方債の4,110万円の減、その他の1億3,973万円の減、一般財源の5億5,0

62万2,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　3点あります。まず1点目ですが、15ページの総務費の3目財政管理費のところ、減債基金積立金で6億円が出ているんですけども、既に井手町の場合はかなり積み立ててきていると思います。この6億円がプラスされると、積立金の合計は幾らになるのかということをお聞きします。

それから2点目は、17ページの民生費の1目社会福祉総務費のところ、障害者自立支援事業費というのが1,600万円の減になっているわけですが、ほかのところと比べてかなり多い気がするんですが、その理由、なぜ減っているのかということをお聞きします。これが2点目です。

それから3点目は、20ページです。消防費のところの4目災害対策費で、災害時情報伝達手段整備4,000万円の減となっているんですが、これもかなり多いというふうに思うんですが、どういう理由でこうなったのか。

以上3点質問いたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　減債基金6億円を積みまして、基金残高でございますが、約18億2,700万円でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　障害者自立支援事業費の1,600万円の減の理由でございますが、医療費に係る予算につきましては、例年の実績を考慮して計上しているところでありまして、突発的なものなど、なかなか見込み切れない部分がありますので、少し余裕を持って計上しているところがございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) 災害時情報伝達手段整備の補正の関係で  
ございますが、こちらにつきましては、落札減分等がありましたので、不用  
額が出たということで補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 一番最初に答弁いただきました減債基金のところなんで  
すけども、今回6億円で、それを足して先ほどの金額というふうにおっし  
ゃったんですが、前年度分プラスこの6億円の金額で、そういうことで理解し  
てよろしいでしょうか。どこの決算の金額なのかということを再度確認させ  
ていただきたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岩村会計課長。

会計課長(岩村恭子) 基金につきましては、令和4年度基金額に令和5年  
度の運用益、積立金、取崩し額を反映させまして、今回の専決処分における  
6億100万円を積立いたしましたしまして、一般会計約70億9,800万円、  
特別会計1億3,300万円となり、基金総額は72億3,100万円とな  
ります。

議長(奥田俊夫) ほかに。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 質問させていただいたのは、減債基金の積立てがあった  
わけです。それにこの6億円を積み立てたら減債基金は幾らになるのかとい  
う趣旨の質問をさせていただいたと理解しているんですが、再度答弁お願い  
します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岩村会計課長。

会計課長（岩村恭子） 失礼いたしました。今回6億円を積み立てると同時に、令和5年度に積立いたしました金額と取崩し額を全て、預金利子の方も合わせまして、現在高として約18億2,600万円となります。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、各区長様にご理解を頂き、各公民館及

び各区長様にも戸別受信機を配置していただくことによる機器の追加をはじめ、ケーブル等の延長など、材料費等の増により請負金額の変更が生じたものであります。

それでは、次のページをお開きください。

工事請負契約変更の件。災害時情報伝達手段整備工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記、1、契約の対象。5井総第7号、災害時情報伝達手段整備工事。2、変更契約金額。金2億553万7,200円。うち取引に係る消費税額、金1,868万5,200円。3、今回変更による増額。金456万7,200円。うち取引に係る消費税額、金41万5,200円。4、契約の相手方。滋賀県長浜市宮司町76番地7、朝日電気工業株式会社、滋賀営業所長北村祐喜。5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第5号、専決処分の報告についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第9、議案第29号、井手町副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第29号、井手町副町長選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第161条第1項及び第162条の規定により、下記の者を副町長に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、脇本和弘氏、満54歳。

なお、任期は令和6年5月12日から4年であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第29号、井手町副町長選任につき同意を求める件を採決します。

議案第29号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

脇本和弘君の入場を許します。

（脇本和弘理事入場）

議長（奥田俊夫）　　ただいま副町長に選任されました脇本和弘君より、皆様方に挨拶したい旨、申出がありますので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　脇本和弘君。

理事（脇本和弘）　　一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議題となりました副町長選任につきまして、議員皆様方のご同意を賜りましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。大変身に余る光栄でありますと同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより浅学非才の身ではありますが、西島町長が進めておられます豊かな自然と利便性、快適性とが共存する新しいまちの実現のため、全身全霊で職務を全うすべく努力を重ねてまいり所存でございます。

今後とも、議員皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（奥田俊夫）　　脇本理事、今後ともよろしく願いいたします。

一身上の都合により、議事の進行を谷田利一副議長にお願いいたします。

この際、暫時休憩します。

休憩　午前11時05分

再開　午前11時07分

副議長（谷田利一）　　休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、奥田俊夫議長から辞職願が提出されています。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議

題とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷田利一) 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第1、議長の辞職を議題といたします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長(森田 肇) それでは朗読いたします。

令和6年5月1日、井手町議会副議長、谷田利一様。

井手町議会議長、奥田俊夫。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長(谷田利一) お諮りします。奥田俊夫議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷田利一) 異議なしと認めます。したがって、奥田俊夫議員の議長辞職を許可することに決定しました。

奥田俊夫議員の入場を許します。

(奥田俊夫議員入場)

副議長(谷田利一) 奥田俊夫議員に申し上げます。ただいま、奥田俊夫議員の議長辞職を許可することに決定しましたので、告知いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

副議長(谷田利一) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(谷田利一) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

次に、追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長(谷田利一) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷田健治議員及び岡田久雄議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

副議長(谷田利一) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(谷田利一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(谷田利一) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(森田 肇) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、木村健太議員。

2番、谷田健治議員。

3番、鎌田隆宏議員。

4番、小割直彦議員。

5番、田中保美議員。

6番、奥田俊夫議員。

7番、脇本尚憲議員。

8番、谷田利一議員。

9番、岡田久雄議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

副議長(谷田利一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（谷田利一） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷田健治議員、岡田久雄議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

副議長（谷田利一） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票。有効投票のうち、奥田俊夫議員 10 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、奥田俊夫議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

副議長（谷田利一） ただいま議長に選出されました奥田俊夫議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました奥田俊夫議員から挨拶を受けることにいたします。

議長（奥田俊夫） 議長就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙により、井手町議会議長の要職に再任いたすことができました。誠に身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

今後さらに自ら研さんを深め、議会の活性化を図るとともに、審議の場においても、柔軟かつ的確に対応できるよう、公正かつ円滑な議会運営に鋭意努力してまいり所存でございます。

私は、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すをモットーに、元消防団長としての経験や考えを最大限に生かしながら、議員各位とともに、町政発展のため、また、行政と議会とが一体となり、多様化する住民ニーズに的確に 대응することができるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

皆様方におかれましては、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（谷田利一） 奥田俊夫議長、議長席にお着き願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 21 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、谷田利一副議長から辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 3、副議長の辞職を議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（森田 肇） それでは朗読いたします。

令和 6 年 5 月 1 日、井手町議会議長、奥田俊夫様。

井手町議会副議長、谷田利一。

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） お諮りします。谷田利一議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、谷田利一議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

谷田利一議員の入場を許します。

（谷田利一議員入場）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員に申し上げます。ただいま、谷田利一議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、告知いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 24 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(奥田俊夫) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に鎌田隆宏議員及び木村武壽議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(奥田俊夫) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(奥田俊夫) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長(森田 肇) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、木村健太議員。

2番、谷田健治議員。

3番、鎌田隆宏議員。

4番、小割直彦議員。

5番、田中保美議員。

6番、奥田俊夫議員。

7番、脇本尚憲議員。

8番、谷田利一議員。

9番、岡田久雄議員。

10番、木村武壽議員。

(投票)

議長(奥田俊夫) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鎌田隆宏議員及び木村武壽議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

議長(奥田俊夫) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票。有効投票のうち、谷田利一議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、谷田利一議員が副議長に  
当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(奥田俊夫) ただいま副議長に当選されました谷田利一議員が議場  
におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたし  
ます。

この際、副議長に当選されました谷田利一議員から挨拶を受けることにい  
たします。

副議長(谷田利一) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙により、井手町議会の副議長に選ばれまし  
たことは大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところ  
であります。もとより浅学非才でございますが、議長を補佐し、議会の活性  
化のために、また町政発展のために努めていく覚悟であります。どうか今後  
とも皆様のさらなる支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありが  
とうございました。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 42 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第 5 から第 7 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第 5 から第 7 として直ちに議題とすることに決定しました。

次に、追加日程第 5、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 43 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には谷田利一議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第 6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員会委員に 5 人、産業厚生常任委員会委員に 5 人、それぞれ指名したいと思います。

ます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり、それぞれ選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には田中保美議員、産業厚生常任委員会の委員長には鎌田隆宏議員、副委員長には岡田久雄議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、井手町議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定によって、全議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、全議員を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には鎌田隆宏議員、副委員長には木村健太議員が就任されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。お手元に配付しております交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

次に、追加日程第8、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について議題とします。

お諮りします。交通対策特別委員会の全員の辞任を許可し、新たに交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、交通対策特別委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には谷田利一議員が就任されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9から第11として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9から第11として直ちに選挙を行うことに決定しました。

次に、追加日程第9、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

城南衛生管理組合同規約第5条及び第6条の規定により、井手町選出議員は2人となっています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に岡田久雄議員、木村武壽議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました岡田久雄議員、木村武壽議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岡田久雄議員、木村武壽議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡田久雄議員、木村武壽議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、井手町選出議員は1人となっています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に木村健太議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました木村健太議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました木村健太議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました木村健太議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、追加日程第11、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

京都地方税機構規約第8条の規定により、井手町選出議員は1人となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に小割直彦議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました小割直彦議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました小割直彦議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小割直彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。各委員会の調査を閉会中も継続することについて、日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申出についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたしました。

ここで、来る5月11日をもって退任されます島田副町長より、議員の皆さんに一言挨拶をしたい旨、申出がありますので、発言を許します。

副町長(島田智雄) 貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年7月から参与として2年弱、令和2年5月から副町長として1期4年、合わせまして6年弱の間、井手町にお世話になり、町議会議員の皆様をはじめ関係者の皆様には様々な場面でご指導、ご支援を頂き、今日まで町長の補佐役としての職務を続けることができました。改めまして心よりお礼を申し上げます。また、本日、本町の行政経験豊かで若い脇本氏にバトンを渡すことになり、本当にうれしく心強く思っております。

振り返りますと、この6年の間に国道24号城陽井手木津川バイパスの都市計画決定、新規の事業化、新役場庁舎、山吹ふれあいセンターの建設、移転、テオテラスの開業、道の駅の整備に向けた国土交通省との協定の締結、さらには、今年夏開業予定の山城多賀駅前商業施設イデフルの誘致など、様々な事業や新型コロナウイルス感染症への対応を含め、職員一体となって取り組みながら、一步ずつ着実に進んでおります。これらの事業が井手町における将来のまちづくりの礎となり、住民の安心で安全な、快適な生活に大きく貢献するものと期待をしておりました。私自身がこれらの事業に少しでも関わったことは大きな喜びであり、貴重で充実した6年間でした。今後、退任後もOBとして、またサポーターとして井手町を応援し続けてまいりたいと考えております。

結びになりますが、議員各位のご健勝、ご多幸とますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、井手町のさらなる発展をお祈りいたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になり、ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 島田副町長におかれましては、町長の補佐役である副町長、また、都市計画の専門家として、玉水駅橋上化をはじめとするJR奈良線高速化・複線化第二期事業、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備、白坂テクノパークをはじめとする企業誘致、新庁舎の建設、山城多賀駅前商業施設の開業など、町政発展のために日夜ご尽力を賜りましたことに対し、井手町議会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も健康に十分留意され、地方自治進展のよきアドバイザーとして、また、井手町の今後のまちづくりのために、引き続きご指導を賜りたいと存じます。

島田副町長、4年間、本当にご苦労さまでございました。心から感謝を申し上げます。お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

これもちまして本日の会議を閉じ、令和6年5月井手町議会臨時会を閉  
会します。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 0時02分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 奥田俊夫

前副議長 谷田利一

議長 奥田俊夫

署名議員 脇本尚憲

署名議員 木村武壽